

2021年6月10日

北海道労働局

局長 上田 国土 様

日本労働組合総連合会北海道連合会
会長 杉山 元

2021年度北海道最低賃金改正等に関する要請書

賃金は、労働者にとって生活の糧であり、労働条件の中で最も重要かつ根源的なものです。そうであるからこそ、不当な低賃金で雇用することは許されるべきではなく、どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働きの価値に見合った水準が確保されるべきです。その意味で、賃金のセーフティネットたる最低賃金制度は極めて重要です。

2020年度は、同じコロナ禍にある諸外国が最低賃金の引き上げを決めたのに対し、わが国は、厳しい経営環境にある中小・零細企業を考慮し、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」との目安を示した結果、最低額は792円と未だ800円に届かず、最高額も現行水準である1,013円が維持されました。この水準では最低賃金法第1条の目的に鑑みて十分な水準であるとは到底言えません。北海道地方最低賃金においても労働者側が引き上げを求めたにもかかわらず「現行通り」とされ、「引上げ額0円」となりました。

さらに、地域間格差も深刻な問題です。地域別最低賃金の最高額と北海道の最低賃金額では時給にして152円もの差が生じています。特定の産業・業種では依然として厳しい雇用情勢が続いていますが、全体では改善傾向がみられ、再び人手不足感が高まりつつある中、「地域間格差の縮小を求める意見」を重視し、額差が改善しなければ、北海道経済の回復や中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白です。

コロナ禍から経済を復旧し再び成長軌道にのせるためには、雇用の安定とともに、落ち込んだ消費マインドを上昇させ、内需を拡大していくことが必要です。そのためには、最低賃金を引き上げ、最賃近傍で働く者の生活の安心・安全を担保することが不可欠です。また、厳しい環境下での最低賃金の引き上げは、社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなり得ます。

北海道労働局におかれましては、最低賃金の実効性を担保すべく下記の事項に取り組まれるよう要請いたします。

1. 北海道最低賃金について

(1) 「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の尊重

2017年3月28日に中央最低賃金審議会が了承した目安全協報告では、「今後の目安審議については、公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要である」ことなどを確認している。北海道最低賃金審議会における審議にあたっては、同報告の趣旨を最大限尊重した審議会運営をはかること。また、自主性を最大限発揮できる審議会運営をはかること。

回答:2017年3月28日に中央最低賃金審議会が了承した目安全協報告の内容は承知していますので、同報告の趣旨を尊重するとともに、自主性を発揮できる審議会運営に努めてまいります。

(2) 10月1日発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引き上げ発効は全労働者の利益である。北海道地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に最大限配慮すること。

回答:10月1日発効に向け、北海道地方最低賃金審議会の日程設定等に配慮した審議会運営に努めてまいります。

2. 最低賃金の引き上げの確実な実施に向けて

(1) 中小・小規模事業者支援策の周知

中小企業・小規模事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう北海道経済産業局と連携をはかり、公正な取引関係を構築することを含め、中小企業支援策の周知等を講じること。また、有期契約労働者等の賃金引き上げに向けた基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し処遇改善を行った場合に助成される「キャリアアップ助成金(賃金規定改定コース)」を有効活用するよう周知徹底をはかること。

(2) 業務改善助成金の活用促進

業務改善助成金については、申請手続きの簡素化や周知徹底をはかるなどして、より中小企業・小規模事業者が活用しやすい環境を整備すること。

回答:(1)と(2)まとめて

最低賃金引き上げに向けた中小企業等への支援事業としては、委託事業により「北海道働き方改革推進支援センター」を設置しております。

ここでは、無料相談のほか、専門家による企業訪問を実施しており、最低賃金以外にも、人材確保や育成、助成金、労務管理等の相談を受け付けております。

賃金引き上げに係る助成金としましては「キャリアアップ助成金」、「業務改善助成金」のほかにも「人材確保等支援助成金」があり、これらの活用促進のため、当局のホームページに掲載し、また、例年、商工会議所等の事業主団体、地方公共団体等に対しても情報提供の上、周知をお願いしているところであり、貴団体におかれましても、周知広報等につきまして、ご協力をお願い申し上げます。

3. 特定（産業別）最低賃金について

（1）特定最低賃金の意義・目的の周知および意義・目的を踏まえた審議会運営

特定（産業別）最低賃金制度は、企業の枠を越えた産業別労働条件決定システムとして、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正競争の確保に寄与している。特定（産業別）最低賃金の意義・目的を周知徹底するとともに、労使の自主性と役割を尊重し、その取り組みに対して支援すること。

回答:要請の趣旨は承知しました。特定(産業別)最低賃金についても、北海道最低賃金(地域別最低賃金)と同様に、その意義・目的を周知するとともに、最低賃金引き上げに向けた各種支援策を含め周知活動を積極的に進めてまいります。

4. 最低賃金の履行確保

（1）監督行政の強化等

最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化をはかるとともに、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化など、最低賃金制度の実効性を高めること。とりわけ、最低賃金法が適用される労働者か否かを判断する際には、契約の名称ではなく、働き方の実態について徹底した調査の上、適切に判断すること。また、最低賃金の減額特例を許可するか否かを判断する際には、徹底した調査の上、適切に判断すること。

回答:最低賃金の履行確保をはじめとする監督指導に必要な人員の確保など体制の強化を図って参ります。

今後とも監督指導等において、労働者性の判断は当然のことながら、最低賃金法違反が見受けられた場合は、厳正に対処してまいります。

最低賃金の減額特例については、監督署より調査結果及び関係書類が労働局に提出され、これに基づき許可の判断をしているところですが、局の審査において不明な点や補足確認が必要な事項があれば、随時監督署に確認・指示を行っております。引き続き適切な調査及び事務処理に努めたいと思います。

（2）最低賃金の改定額を踏まえた公契約の見直し

公契約については、公契約基本法、公契約条例のなど国内法等の整備及びILO第94号条約の批准をはかるとともに、最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額を見直すよう、中央府省庁および地方自治体に対し、上申・指導を強化すること。

回答:公契約基本法、公契約条例などの国内法等の整備及びILO条約第94号条約の批准については、機会を捉えて厚生労働省へ伝えることとします。

契約内容に係る指導は困難であります。行政機関等の業務の外部委託における最低賃金履行確保のため、最低賃金の改正のたびに、国の出先機関、地方公共団体等に対して、改定額を考慮に入れた契約を行うよう協力依頼を行っており、今年度も引き続き最低賃金額の周知及び履行確保のため協力依頼を行ってまいります。

以 上